

流山市監査委員告示第12号

令和2年度随時監査（学校事務）の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和3年6月17日

流山市監査委員

菅生

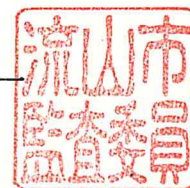
泰久



流山市監査委員

坂巻

儀





第4号様式

流教学第17号
令和3年4月2日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長

田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年2月18日付け、流監第108号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和3年2月18日 ・ 流監第108号		
監査の種類別	随時監査(学校事務)		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部 学校教育課	意見	備品台帳で教材用備品の管理を行っているが、廃棄していない備品に廃棄済みの印をつけていた。備品と備品台帳の相違が生じないよう、備品の管理状況確認を定期的に行うことを検討されたい。	備品と台帳が齟齬がないように、廃棄後に備品台帳の記載をするように指導した。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。